

京都市告示第486号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条の規定に基づき、平成23年度京都市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めます。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

平成23年度京都市一般廃棄物処理実施計画

京都市環境政策局

平成23年3月

目次

- 第1 一般廃棄物の処理量の見込み
 - 1 ごみ
 - 2 犬，猫等の死体及び実験用動物の死体
 - 3 し尿及び浄化槽汚泥
- 第2 一般廃棄物の処理主体
 - 1 ごみ
 - 2 犬，猫等の死体及び実験用動物の死体
 - 3 し尿及び浄化槽汚泥
- 第3 処理計画
 - 1 ごみ
 - (1) 収集・運搬，中間処理及び最終処分計画量
 - (2) 発生抑制，再資源化計画
 - ア 発生抑制方法
 - イ 再資源化の方法
 - (3) 収集・運搬計画
 - ア 収集区域
 - イ 収集・運搬に係る施設
 - ウ 収集するごみの種類及び収集方法
 - エ 収集しないごみ
 - (4) 中間処理計画
 - ア 中間処理施設の概要
 - イ 中間処理施設への受入（直接搬入の場合）
 - (5) 最終処分計画
 - ア 最終処分施設の概要
 - イ 最終処分施設への受入（直接搬入の場合）
 - 2 犬，猫等の死体
 - (1) 収集・運搬，中間処理及び最終処分計画量
 - (2) 収集・運搬の概要

(3) 施設の概要

3 し尿及び浄化槽汚泥

(1) 収集・運搬及び処理計画量

(2) 収集・運搬の概要

(3) 前処理施設の概要

【語句の定義】

本計画において使用する用語は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」において使用する用語の例によるほか、以下のとおりとする。

- ・ ぐみ
 - 市内の家庭や事業所から発生するぐみの総称
- ・ 家庭ぐみ
 - 家庭における日常生活から発生するぐみの総称
 - 燃やすぐみ
 - 資源ぐみや大型ぐみを除く，生ぐみや紙くず等の家庭ぐみ
 - 資源ぐみ
 - 定期的に市が収集する缶・びん・ペットボトル，プラスチック製容器包装及び小型金属類・スプレー缶並びに拠点で回収する紙パック，乾電池，蛍光管，使用済てんぷら油等，市が再資源化を図る家庭ぐみ
 - 大型ぐみ
 - 寝具，電気器具等の大型の家庭ぐみ（ただし，法律でリサイクルが義務付けられているユニット型エアコンディショナー，テレビジョン受信機，電気冷蔵庫・電気冷凍庫，電気洗濯機・衣類乾燥機及びパーソナルコンピュータを除く。）
- ・ 事業ぐみ
 - 法律で定める産業廃棄物を除く，市内の事業所等から発生するぐみ
 - 業者収集ぐみ
 - 事業ぐみのうち，一般廃棄物収集運搬業許可業者によって，市の処理施設に直接搬入されるぐみ
 - 持込ぐみ
 - 市民や事業者等が，市の処理施設に直接持ち込むぐみ（一般廃棄物）
- ・ 可燃物（ぐみ）
 - 金属部を除いた家具，生ぐみ，紙くず等のそのまま燃えるぐみ

- ・ 不燃物（ごみ）

ガレキ類， ガラス類， 陶器類， レンガ， ブロック等の燃えないごみ

- ・ 普通ごみ

日常生活から発生するごみの総称（ボランティア清掃時等に収集されるごみ）

第1 一般廃棄物の処理量の見込み

- | | | |
|---|--------------------|---------------|
| 1 | ごみ | 510,820 t / 年 |
| 2 | 犬, 猫等の死体及び実験用動物の死体 | |
| | (犬, 猫等) | 10,000 体 / 年 |
| | (実験用動物) | 48.2 t / 年 |
| 3 | し尿及び浄化槽汚泥 | 23,800 kl / 年 |

第2 一般廃棄物の処理主体

- 1 ごみ

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭ごみ	市	市	市
事業ごみ	許可業者, 排出者	市, 許可業者等	市

備考 家庭ごみの収集・運搬及び中間処理については, 排出者の意向により, 専用車両において一般廃棄物収集運搬業許可業者(以下「許可業者」という。)が行うことがある。

- 2 犬, 猫等の死体及び実験用動物の死体

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
犬, 猫等	市	市	市
実験用動物の死体	許可業者	許可業者	許可業者等

- 3 し尿及び浄化槽汚泥

種類	収集・運搬	処理
し尿	市	市
浄化槽汚泥	許可業者	市

第3 処理計画

- 1 ごみ

「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」に基づき, 以下の取組により, 一般廃棄物の発生抑制及び再資源化を推進する。

- (1) 収集・運搬, 中間処理及び最終処分計画量

次頁「図 ごみの収集・運搬, 中間処理及び最終処分計画量」のとおり

(2) 発生抑制，再資源化計画

ア 発生抑制方法

(ア) すぐにごみになるものを「買わない・つぐらない」

a 家庭ごみ有料指定袋制の実施

家庭ごみのうち燃やすごみ，缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装については，市民にごみを排出することへのコスト意識及びごみへの関心を高め，ごみ減量，分別によるリサイクル等の促進を図るため，有料指定袋制を実施する。

b ごみ減量・リサイクルを推進する活動の支援

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと，ごみ減量・リサイクルを推進していくための組織である「京都市ごみ減量推進会議」及び「地域ごみ減量推進会議」の活動を支援する。

c レジ袋の削減に向けた取組

「NO！レジ袋宣言」による市民，事業者と連携した本格的なレジ袋削減の取組を全市展開するとともに，レジ袋削減協定のコンビニエンスストアやドラッグストアなどへの対象業種の拡大，参加事業者の拡大による大幅なレジ袋の削減を図る。

d 生ごみの減量・リサイクルの促進

家庭から排出される生ごみの減量やリサイクルを推進するため，電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成を行う。

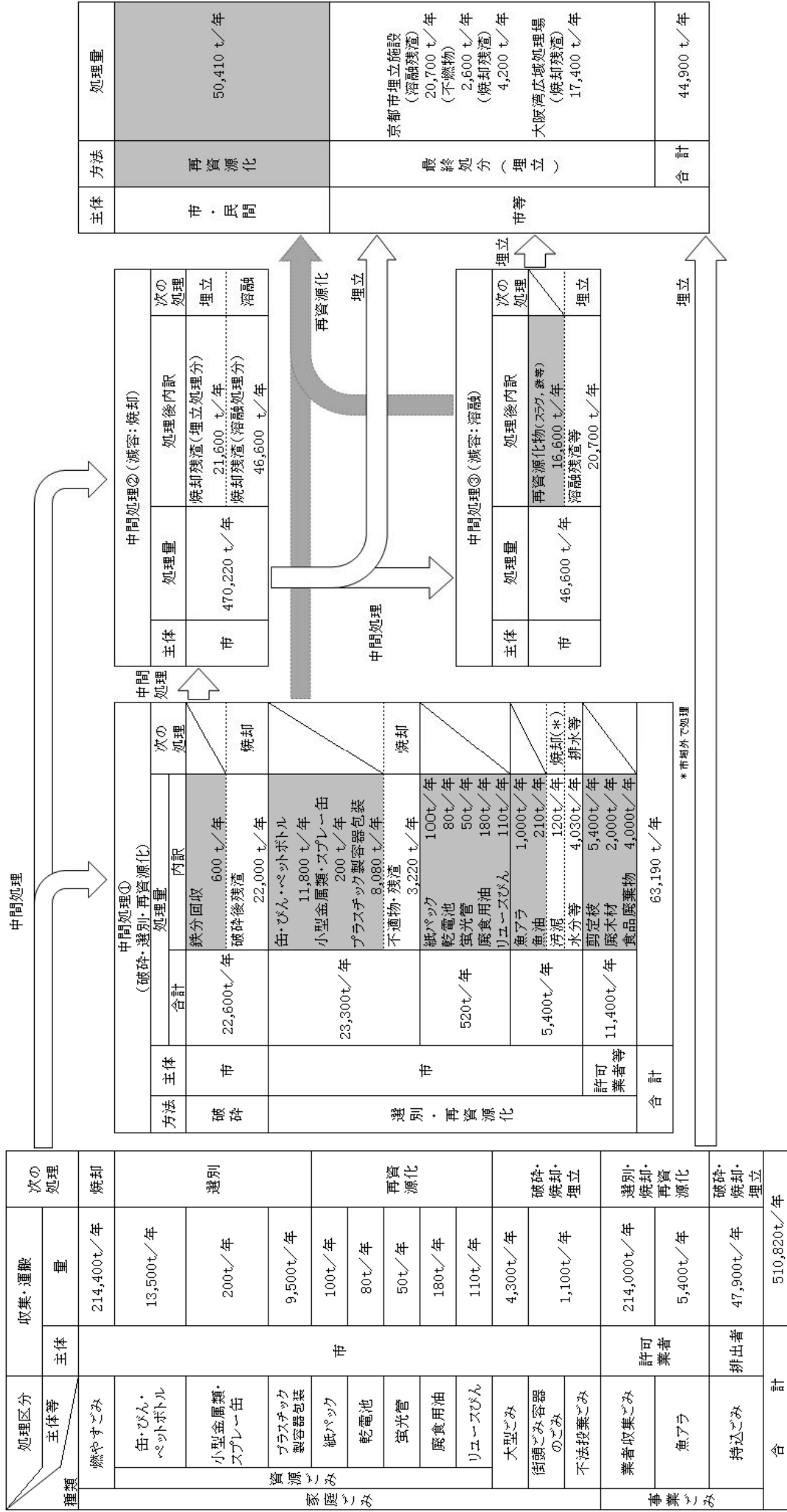


図 ごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量

*市域外で処理

(イ) 事業所等から出るごみを減らす

a 事業ごみの減量指導

事業ごみの減量促進を図るため、環境共生センター（北部・南部）が中心となり、きめ細かな普及啓発を行うとともに、事業用大規模建築物の所有者及び一定規模の食品関連事業者に対する減量指導を強化する。

b 透明袋による排出指導

許可業者が収集する業者収集ごみについては、透明袋（無色透明又は白色透明に限る。）での排出を、排出者に対し指導する。

また、京都市ごみ減量推進会議認定の透明袋の使用を推奨する。

(ウ) 分かりやすい情報提供と環境学習機会の拡大

a 普及啓発活動

市民のごみ減量意識を高め、自主的な活動を促進するため、広報媒体、啓発冊子、施設見学会等を行うとともに、各区役所・支所にごみ減量に関する相談等を行う窓口を設置し、市民への情報提供等の普及啓発事業の拡充を図る。

イ 再資源化の方法

(ア) 家庭ごみのリサイクル

a 資源ごみ収集

- ・ 家庭から排出される缶・びん・ペットボトル、小型金属類・スプレー缶及びプラスチック製容器包装については、分別収集により再資源化を図る。なお、従来燃やすごみの収集対象としていた医薬品及び化粧品のびん（乳白色のびんを除く）を、平成23年4月1日から、缶・びん・ペットボトルの収集対象とする。
- ・ 紙パック、使用済乾電池及び蛍光灯については、拠点回収を実施し、リサイクルの機会の拡大を図る。
- ・ 使用済てんぷら油については、専用回収容器の設置等による地域住民からの油の受入体制を拡充するために、助成金制度を実施する。回収した使用済てんぷら油は、燃料化施設において

燃料化を行う。

- ・ 繰返し使用できるリユースびん（リターナブルびん）については、その再使用を推進するための拠点回収の普及を図る。

b コミュニティ回収の拡充

町内会等の地域コミュニティが主体となって多様な資源を回収するコミュニティ回収の拡充を図るため、コミュニティ回収の登録及び助成制度を実施する。

c 業者収集マンションにおける分別排出及びリサイクル促進

- ・ 許可業者が家庭ごみを収集しているマンション等については、市収集と同様の資源ごみの分別排出、分別収集により再資源化を図る。

なお、再資源化処理については、市施設により難しい場合、補完的に民間施設で処理することができる。

- ・ ごみの収集を新たに許可業者に依頼しようとする管理会社、管理組合、所有者、管理人その他のマンション等の家庭ごみの収集の依頼等に関する事務に責任を有する管理者（以下「管理者等」という。）は、収集開始までに資源ごみの分別方法等に関する届出を行うこととする。
- ・ 入居者に対し管理者等を通じて本計画に基づく排出方法の啓発活動を実施する。

(イ) 事業ごみのリサイクル

a 事業ごみの分別排出及びリサイクル促進

クリーンセンターにおいて、搬入監視並びに分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否のためのチェックを強化する。

b 魚アラのリサイクル

再資源化が可能な魚アラについては、排出事業者及び許可業者に対するリサイクルの普及啓発等を図るとともに、京都市魚アラリサイクルセンターで再資源化を行う。

c 秘密書類及び給食用紙パックのリサイクル

- ・ 事業所から排出される秘密書類については、本市、排出事業

者及び回収業者との連携により、リサイクルを行う。

- ・ 小学校給食用紙パックについて、より一層リサイクルの促進を図る。

d 民間施設における事業ごみの再資源化

事業ごみのうち、樹木剪定枝、廃木材、食品廃棄物等のリサイクルが可能なものについては、本市内及び本市周辺の民間施設における再資源化の促進を図る。

(ウ) 家庭ごみ及び事業ごみのリサイクル

a 破砕及び溶融施設における鉄分、溶融スラグ等の再資源化

大型ごみ及び焼却灰については、処理過程において鉄分、溶融スラグ等の回収を行う。

b 特定家庭用機器廃棄物

「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）の対象である家電4品目については、適正にリサイクルされるよう、構築されたシステムの利用を促進させるとともに、その普及啓発活動を実施する。

c パーソナルコンピュータ

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）の対象であるパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）については、適正にリサイクルされるよう、構築されたシステムの利用を促進させるとともに、その普及啓発活動を実施する。

(エ) 地域力を活かした地域密着型の取組

a 地域と連携した堆肥化の推進

学校や公園の落ち葉等については、堆肥化の促進を図るため、堆肥化を行う資材等の購入助成を行う。

(3) 収集・運搬計画

ア 収集区域

京都市内全域

イ 収集・運搬に係る施設

名称	担当行政区	所在地
北部まち美化事務所	北区及び上京区	北区上賀茂前田町 17 番地の 3
左京まち美化事務所	左京区	左京区高野西開町 34 番地の 3
中京まち美化事務所	中京区	中京区西ノ京桑原町 7 番地
東山まち美化事務所	東山区	東山区今熊野日吉町 10 番地の 3
山科まち美化事務所	山科区及び伏見区 醍醐管区	山科区小野弓田町 3 番地
下京まち美化事務所	下京区	中京区壬生下溝町 45 番地
南まち美化事務所	南区	南区西九条森本町 37 番地
右京まち美化事務所	右京区	右京区西院西貝川町 57 番地の 1
西京まち美化事務所	西京区	西京区檜原秤谷町 37 番地
伏見まち美化事務所	伏見区（ただし、 醍醐管区を除く。）	伏見区横大路千両松町 447 番地
北積替所	北区，上京区，左 京区，中京区及び 右京区	上京区下清蔵口町 132
山科積替所	山科区	山科区勸修寺閑林寺 83-8
南積替所	東山区，山科区， 下京区及び南区	伏見区横大路千両松町 447

ウ 収集するごみの種類及び収集方法

(ア) 家庭ごみ

種類(実施主体)		概要	収集回数	収集方法
燃 や す ご み		(市)	週 2 回。ただし，精霊送りの供物及び年末年始は，特別作業の日程による。	ポリ袋（市長が指定する袋(*1)）による定点・片側・各戸収集。ただし，精霊送りの供物は，供物受納場所からの収集
		(許可業者)	排出者と許可業者との契約に基づき決定	透明袋（無色透明又は白色透明に限る）により排出し，契約に基づき排出場所から収集
資 源 ご み	缶・びん・ペットボトル	(市)	週 1 回。ただし，年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋（市長が指定する袋(*2)）による定点収集
	小型金属類・スプレー缶		月 1 回。ただし，年末年始は特別作業の日程による。	透明袋（袋に「金属」と記入又は「金属」と書いた紙を貼る）による定点収集
	プラスチック製容器包装	(市)	週 1 回。ただし，年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋（市長が指定する袋(*2)）による定点収集
	缶・びん・ペットボトル，小型金属類・スプレー缶及びプラスチック製容器包装	(許可業者)	排出者と許可業者との契約に基づき決定	ポリ袋等により排出し，契約に基づき排出場所からの収集 なお，運搬先を民間資源化施設とする場合がある。 ※市施設に搬入する場合は透明袋を使用することとする。
	紙 パ ッ ク		随 時	拠点回収 (市内約 300 箇所)

種類(実施主体)		概要	収集回数	収集方法
資源 ごみ	乾電池		随時	拠点回収 (市内約 120 箇所)
	使用済てんぷら油		随時	拠点回収 (市内約 1,600 箇所)
	蛍光管		随時	拠点回収 (市内約 300 箇所)
	リユースびん		随時	拠点回収 (市内約 130 箇所)
大型ごみ			申込みによりそのつど	各戸収集
街頭ごみ容器のごみ			随時	街頭ごみ容器からの収集
不法投棄ごみ			随時	不法投棄箇所からの収集

備考 家庭ごみの収集運搬については、排出者の意向により、許可業者が行うことがある。この場合は、上記の収集回数、収集方法によらず、また、運搬先を民間資源化施設とする場合がある。

(イ) 事業ごみ

種類等	収集方法
業者収集ごみ	透明袋（無色透明又は白色透明に限る）により排出し、許可業者が収集
魚アラ	許可業者が収集
持込ごみ	排出者及び排出事業者が市施設へ直接持込又は許可業者が収集

エ 収集しないごみ（「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）第17条関係）

区分	品目の例示
有害な物質を含む一般廃棄物	二次電池（鉛蓄電池，ニカド電池等），ボタン型乾電池，PCB使用部品，農薬の入った容器等
著しい悪臭を発生させる一般廃棄物	汚物の付着した紙おむつ，汚泥，腐敗した動植物性残渣等

区 分	品 目 の 例 示
一般廃棄物の処理に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物	使用済注射針・注射器，ガスボンベ，消火器，石油類の入った容器，塗料や溶剤の入った容器，劇物・毒物等の薬品類，多量のマッチ，ガラス，刃物，剃刀，串等
体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物	自動車，オートバイ，原動機付自転車，ピアノ，タイヤ，耐火金庫（50 cm角以上），大型モーター，ドラム缶等
家電リサイクル法に定めるもの	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（ユニット形エアコンディショナー，テレビジョン受信機（ブラウン管式，液晶式及びプラズマ式のもの），電気冷蔵庫並びに電気冷凍庫及び電気洗濯機並びに衣類乾燥機）
資源有効利用促進法に定めるもの	パソコン（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）

（ただし，排出の方法によっては収集が可能となる一般廃棄物もあるため，その排出方法については，環境政策局の指示に従うこと。）

（*1） 燃やすごみに使用する市長が指定する袋

（*1）－ a 燃やすごみ用指定ごみ袋

容量	材質	色，文字等	製造者
45 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 燃やすごみ用 45ℓ 又は 家庭ごみ用 45ℓ その他市長が指定する文字等	市
30 リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 30ℓ 又は 家庭ごみ用 30ℓ その他市長が指定する文字等	

容量	材質	色，文字等	製造者
20 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 燃やすごみ用 20ℓ 又は 家庭ごみ用 20ℓ その他市長が指定する文字等	市
10 リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 10ℓ 又は 家庭ごみ用 10ℓ その他市長が指定する文字等	
5 リットル	同 上	黄色半透明 燃やすごみ用 5ℓ 又は 家庭ごみ用 5ℓ その他市長が指定する文字等	

(*1) - b ボランティア袋

容量	材質	色，文字等	製造者
45 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 公園・緑地ごみ，落ち葉用 その他市長が指定する文字等	市
45 リットル	同 上	黄色半透明 普通ごみ・落ち葉用 その他市長が指定する文字等	
30 リットル	同 上	ナチュラル半透明 普通ごみ用 その他市長が指定する文字等	
10 リットル	同 上	ナチュラル半透明 普通ごみ用 その他市長が指定する文字等	

(*2) 資源ごみ（缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。）等に使用する市長が指定する袋

(*2) - a 資源ごみ用指定ごみ袋

容量	材質	色，文字等	製造者
45 リットル	低密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 45ℓ その他市長が指定する文字等	市
30 リットル	同 上	無色透明 資源ごみ用 30ℓ その他市長が指定する文字等	
20 リットル	同 上	無色透明 資源ごみ用 20ℓ その他市長が指定する文字等	
10 リットル	同 上	無色透明 資源ごみ用 10ℓ その他市長が指定する文字等	

(*2) - b ボランティア袋

容量	材質	色，文字等	製造者
30 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 資源ごみ用 その他市長が指定する文字等	市

(4) 中間処理計画

ア 中間処理施設の概要

(ア) 再資源化施設

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
京都市北部資源リサイクルセンター	缶，びん及びペットボトル	40 t / 日	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
京都市南部資源リサイクルセンター	同 上	60 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
西部圧縮梱包施設	プラスチック製 容器包装	60 t / 日	京都市西京区大枝杵掛 町 26 番地
京都市横大路 学園	同 上	20 t / 日	京都市伏見区横大路 千両松町 277 番地
京都市廃食用油 燃料化施設	廃 食 用 油	5,000 0 / 日	京都市伏見区横大路千 両松町 447 番地
京都市焼却灰溶 融施設	焼 却 灰	330 t / 日	京都市伏見区醍醐上山 田 1 ほか（東部山間埋 立処分地内）
京都市魚アラ リサイクルセンター	魚 ア ラ	33 t / 日	京都市伏見区横大路千 両松町 205 番地
小島養殖漁業生産組合 フィッシュミール工場	同 上	300 t / 日	大阪府岸和田市臨海町 16 番 1
カンポ	廃プラスチック類	445.4 t / 日	京都市伏見区羽束師古 川町 403 番地 1, 403 番 地 2 及び 635 番地 5
J A 京都中央 コンポストーション	樹木剪定枝	18.5 t / 日 (破砕及び堆肥化)	京都市左京区静市静原 町 1092 番地の 2
ヨードクリーン	同 上	40 t / 日 (破砕) 10.8 t / 日 (堆肥)	京都市西京区檜原秤谷 39 番地の 1 ほか合地
りさいくる inn 京都	木 く ず	95 t / 日	京都市南区東九条南松 田町 34 番地
木材開発	同 上	200 t / 日	京都市伏見区横大路 千両松町 45 番地1の2
伏見クリエイト	同 上	93 t / 日	京都市伏見区久我西出 町 4 番地の 38
京都有機質資源	食品廃棄物	126 t / 日	長岡京市神足落述 1 番 他 3 筆
カンポリサイクル プラザ	同 上	25 t / 日	南丹市園部町高屋西谷 51 番地 2
蔵尾ファーム 本社工場	同 上	20.4 t / 日 (解破乾燥) 14.3 t / 日 (乾燥)	大阪府枚方市春日西町 二丁目 22 番 15 号

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
水口テクノスリ サイクルセンター	食品廃棄物	22.2 t / 日	滋賀県甲賀市水口町松 尾字松ノ本 362 番地の 2 及び 362 番地の 28
オンリー	同上	26.4 t / 日	三重県伊賀市島ヶ原 8801 番地の 8
イガ再資源化 事業研究所	同上	50 t / 日	三重県伊賀市四十九町 2068 番地の 1
カンポリサイク ルプラザ	汚泥	140 t / 日	南丹市園部町高屋西谷 1 番地

(イ) 破碎施設

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
東北部クリーンセン ター破碎施設	せん断式	80 t / 6 時間	京都市左京区静市市 原町 1339 番地
東部クリーンセンタ ー破碎施設	衝撃・せん断併用 回転式	120 t / 6 時間	京都市伏見区石田西 ノ坪 2 番地の 18
	せん断式	96 t / 6 時間	
南部クリーンセンタ ー破碎施設	衝撃・せん断併用 回転式	240 t / 6 時間	京都市伏見区横大路 八反田 29 番地

(ウ) 焼却施設

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
北部クリーンセンタ ー	全連続燃 焼式	400 t / 日	京都市右京区梅ヶ畑 高鼻町 27 番地
東北部クリーンセン ター		700 t / 日	京都市左京区静市市 原町 1339 番地
東部クリーンセンタ ー		600 t / 日	京都市伏見区石田西 ノ坪 2 番地の 18
南部クリーンセンタ ー第一工場		600 t / 日	京都市伏見区横大路 八反田 29 番地

(エ) その他の施設（余熱利用施設）

施設名称	余熱利用
北部クリーンセンター	所内給湯，暖房，発電設備（8,500kW×1）及び温水プール
東北部クリーンセンター	所内給湯，暖房及び発電設備（15,000kW×1）
東部クリーンセンター	所内給湯，冷暖房，発電設備（4,000kW×2），温水プール，老人保養センター，図書館及び下水処理場
南部クリーンセンター第一工場	所内給湯，暖房，発電設備（8,800kW×1）及び体育館

イ 中間処理施設での受入（直接搬入の場合）

(ア) 施設ごとの対象区域及び受入時間（直接搬入の場合）

ごみ種別	施設名称	対象区域	受入時間	備考
可燃物， 不燃物	東北部クリーンセンター	全区	午前9時から正午まで 及び午後1時から午後4時30分まで	第2，4土曜日以外の土曜日，日曜日及び年末年始休業日は受入れない。
	東部クリーンセンター	山科区及び伏見区醍醐支所管内から排出されるごみ		
	南部クリーンセンター	全区		

（直接搬入する場合は，事前に施設ごとに定められた搬入申告書に必要事項を記入し，提出すること。可燃物，可燃物のうち大型のもの及び不燃物に区分して，それぞれ処理施設に搬入すること。東北部クリーンセンターは，事前に電話による申込みを行うこと。）

(イ) 受入基準（条例第22条及び「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第10条関係）

施設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物

施 設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源有効利用促進法に規定するパソコン（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）
	産業廃棄物
	有害な物質を含む廃棄物
	著しい悪臭を発生させる廃棄物
	爆発又は引火のおそれがある廃棄物
	可燃物で体積又は重量が著しく大きい廃棄物
	不燃物で容易に飛散し、又は流出するおそれがある廃棄物
	その他本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
焼却施設及び破砕施設	条例別表第1備考1に規定する特定資源ごみのうち、再生利用をすることができるもの
特定の廃棄物の再生を目的とする施設	当該特定の廃棄物以外の廃棄物

(5) 最終処分計画

ア 最終処分施設の概要

施 設 名 称	全体面積	埋立面積	全体容量	所 在 地
東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）	1,560,000 m ²	240,000 m ²	4,500,000 m ³	京都市山科区 小野御所ノ内町～伏見区醍醐陀羅谷ほか
大阪湾広域処理場（京都市割当分）			129,000 m ³	大阪湾神戸沖

イ 最終処分施設への受入（直接搬入の場合）

排出者等からの直接搬入は受け入れない。

2 犬，猫等の死体

(1) 収集・運搬，中間処理及び最終処分計画量

区分	収集・運搬		中間処理			最終処分	
			焼却			埋立	
	主体	収集・運搬量	主体	搬入量	残渣量	主体	処理量
犬，猫等の死体	市	10,000 体／年	市中央 斎場	10,000 体／年	2.5 t／年	市	2.5 t／年
実験用動物の死体	許可業者	48 t／年	許可業者(*3)	48 t／年	許可業者(*3) (精製骨粉としてリサイクル)		1.9 t／年
		0.2 t／年	許可業者(*4)	0.2 t／年	0.02 t／年	大阪湾 広域処理場	0.02 t／年

(*3) 岐阜県海津市の許可業者

(*4) 兵庫県猪名川町の許可業者

(2) 収集・運搬の概要

種類	概要	収集回数	収集の方法
犬，猫等の死体		申込みによりそのつど	各戸収集
実験用動物の死体		排出者と許可業者との契約に基づき決定	許可業者が収集

(3) 施設の概要

施設名称	形式	処理能力	所在地
中央斎場（動物炉）	バッチ式	4.2 t / 日	京都市山科区上花山旭山町 19 番地の 3
美濃ラボ （動物汚物焼却炉）	固定式	3 t / 日	岐阜県海津市今尾 1195 番地の 1
猪名川動物霊園	バッチ式	1.9 t / 日	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51 番地 2

3 し尿及び浄化槽汚泥

(1) 収集・運搬及び処理計画量

区分	収集・運搬			処 理	
	主体	量	対象世帯数	方法	量
し 尿	市	14,600 kℓ / 年	5,566 世帯	下水道投入	14,600 kℓ / 年
浄化槽汚泥	許可業者	9,200 kℓ / 年	3,240 世帯	下水道投入	9,200 kℓ / 年

(2) 収集・運搬の概要

種 類	概 要	収 集 回 数	収 集 の 方 法
し 尿		概 ね 月 2 回	各 戸 収 集
浄 化 槽 汚 泥		排出者と許可業者との契約に基づき決定	許 可 業 者 が 収 集

(し尿収集については、し尿収集車による作業が実施できない場所での収集は行わない。また、下水道処理区域となつて3年を経過した地区においては、概ね20日ごとに収集を行う。)

(3) 前処理施設の概要

施設名称	形 式	処理能力	所 在 地
生活環境美化センター(し尿前処理施設)	下水道投入方式	1,250kℓ / 日	京都市南区西九条森本町 83 番地

(環境政策局循環型社会推進部循環企画課)